

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中西印刷株式会社
電話 (075) 441-3155

目 次

規 則	ページ
○京都府財産取扱規則の一部を改正する規則 (財政課)	778
告 示	
○随意契約の相手方の決定 (京都府立京都学・歴史館)	〃
○生活保護法に基づく指定医療機関の指定 (地域福祉推進課)	〃
○生活保護法に基づく指定医療機関の変更 (〃)	779
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止 (〃)	〃
○生活保護法に基づく指定医療機関の辞退 (〃)	〃
○生活保護法に基づく指定介護機関の指定 (〃)	〃
○生活保護法に基づく指定介護機関の変更 (〃)	780
○生活保護法に基づく指定介護機関の辞退 (〃)	〃
○生活保護法に基づく指定施術機関の廃止 (〃)	781
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定 (〃)	〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の変更 (〃)	〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の廃止 (〃)	〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の辞退 (〃)	782

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の指定 (地域福祉推進課)	782
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の変更 (〃)	〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の辞退 (〃)	783
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術機関の廃止 (〃)	〃
○救急病院である旨の告示 (医療課)	784
○保安林の指定予定 (丹後広域振興局)	〃
○保安林の指定予定の通知 (中丹広域振興局)	〃
○漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅 (水産事務所)	〃
○電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づく電線共同溝を整備すべき道路の指定 (道路管理課)	785
○京都府府営住宅条例に基づく数値及び京都府府営住宅条例施行規則に基づく数値を定めた告示の一部改正 (住宅課)	〃

公 告

- 大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見の概要 (南丹広域振興局) 〃
- 都市計画法に基づく工事完了 (山城北土木事務所) 〃

正 誤

- 令和6年10月8日付け京都府公報第552号中 786

規 則

京都府財産取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月25日
京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府規則第47号

京都府財産取扱規則の一部を改正する規則

京都府財産取扱規則（昭和39年京都府規則第16号）の一部を次のように改正する。

第9条を次のように改める。

（合議）

第9条 課長は、次に掲げる場合においては、府有資産活用課長（第1号及び第2号の場合にあつては、府有資産活用課長及び財政課長）に合議しなければならない。

- (1) 議会の議決を要する財産の取得、管理又は処分をしようとするとき。
- (2) 京都府財産条例（昭和39年京都府条例第37号。以下「条例」という。）の定めるところにより、財産の無償貸付け若しくは減額貸付け又は譲与若しくは減額譲渡をしようとするとき。
- (3) 財産の所属替えをしようとするとき。
- (4) 行政財産の用途を変更し、又は廃止しようとするとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、財産の取得又は処分をしようとするとき。

第12条第2項中「財産を取得し、処分し、又は所属替え若しくは用途変更等」を「第9条各号に掲げる財産の取得、管理又は処分に係る行為等により」に改める。

第18条第2項中「京都府財産条例（昭和39年京都府条例第37号。以下「条例」という。）」を「条例」に改める。

附 則

この規則は、令和7年1月1日から施行する。

告 示

京都府告示第528号

随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和6年10月25日
京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 調達物の名称及び数量
京都府立京都学・歴史館統合情報システム（資料管理・公開系）貸借等業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
京都府立京都学・歴史館企画総務課
京都市左京区下鴨半木町1番地29
- 3 契約日
令和6年10月15日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
FLCS株式会社京都支店
京都市下京区仏光寺通烏丸東入上柳町331番地
- 5 契約金額
60,568,200円
- 6 契約の方法
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号



京都府告示第529号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和6年10月25日
京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	指 定 年月日
二宮内科医院	宇治市小倉町南堀池8の5	二宮 由佳	令 6. 8. 8
キリン堂薬局 宇治広野店	〃 広野町桐生谷27	株式会社キリン堂	6. 10. 1
医療法人徳洲会看護小規模多機能型居宅介護巨椋の郷	〃 槇島町一ノ坪26の3	医療法人徳洲会	6. 9. 1
訪問看護ステーションにしむら城陽	城陽市平川茶屋裏21の1 ハウス・ローゼンガーデン105号室	株式会社M I R O K U	6. 10. 1
キリン堂薬局 長岡京滝ノ町店	長岡京市滝ノ町1丁目1の7	株式会社キリン堂	〃
クスのアオキ西木津薬局	木津川市木津南後背106の4	株式会社クスのアオキ	〃
クスのアオキ宇治田原薬局	綴喜郡宇治田原町大字荒木小字立川11の1	〃	〃



京都府告示第530号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出があった。

令和 6 年10月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	変更年月日
有限会社ピア・サポート訪問看護ステーション	新 舞鶴市竜宮町3の18	有限会社ピア・サポート	平 18.10.16
	旧 〃 市場竜宮2の2		
ハヤシクリニック	新 城陽市寺田高田40の13	林 弘毅	21. 6. 1
	旧 〃 〃 〃 40の7		
新 北田整形外科リウマチクリニック	向日市寺戸町小佃9の6	北田 修一 郎	令 5.10.15
旧 北田整形外科			



京都府告示第531号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和 6 年10月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	廃止年月日
二宮内科医院	宇治市小倉町南堀池8の5	二宮 宏	令 6. 8. 7
北沢歯科医院	城陽市平川西六反53の3	北澤 良次	6. 8. 31
安藤歯科医院	長岡京市こがねが丘9の47	安藤 純夫	6. 7. 25



京都府告示第532号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項の規定により、次のとおり指定医療機関から辞退の届出があった。

令和 6 年10月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	辞退年月日
豊富薬局	福知山市新庄100の2	島田 秀実	令 6. 9. 11
中川歯科医院	綴喜郡宇治田原町銘城台10の5	中川 幹也	6.10.15



京都府告示第533号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

令和 6 年10月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

申請者	サービスの種類	事業所の名称	所在地	指定年月日
株式会社ユタカファーマシー	居宅療養管理指導 ・介護予防居宅療養管理指導	ユタカ薬局千代川	亀岡市千代川町小川1丁目2の6	令 6. 9. 26
三菱電機ライフサービス株式会社	居宅介護支援	長岡京ケアハートガーデン居宅介護支援事業所「西山の郷」	長岡京市奥海印寺三反畑8の1	平 15.10. 1



京都府告示第534号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があった。

令和6年10月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

開 設 者	サービスの種類	事業所の名称	所在地	変 更 年月日
有限会社ピア・サポート	訪問看護・介護予防訪問看護・居宅介護支援	有限会社ピア・サポート訪問看護ステーション	新 舞鶴市竜宮町3の18	平 18.10.16
			旧 " 市場竜宮2の2	
三菱電機ライフサービス株式会社	訪問介護・訪問型サービス（独自）	長岡京ケアハートガーデン訪問介護事業所「西山の郷」	新 長岡京市奥海印寺多貝垣外17の1	令 6.3.22
			旧 " " 三反畑8の1	
"	認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護	長岡京ケアハートガーデン西山の郷	新 " " 多貝垣外17の1	"
			旧 " " 三反畑8の1	
"	居宅介護支援	長岡京ケアハートガーデン居宅介護支援事業所「西山の郷」	新 " " 多貝垣外17の1	"
			旧 " " 三反畑8の1	
新 社会福祉法人悠仁福祉会	"	新 加茂の里居宅介護支援事業所	木津川市加茂町駅東4丁目1の3	3.11.1
旧 社会福祉法人青谷福祉会		旧 加茂町在宅介護支援センター加茂の里		
新 社会福祉法人京都悠仁福祉会	"	加茂の里居宅介護支援事業所	"	4.1.1
旧 社会福祉法人悠仁福祉会				



京都府告示第535号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第51条第1項の規定により、次のとおり指定介護機関から辞退の届出があった。

令和6年10月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

開 設 者	サービスの種類	事業所の名称	所在地	辞 退 年月日
中川 幹也	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	中川歯科医院	綴喜郡宇治田原町銘城台10の5	令 6.10.15



京都府告示第536号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和 6 年10月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	廃止年月日
遠藤 輔	桂東洋鍼灸整骨院	京都市西京区下津林南大般若町88 アルテハイム桂1F	令 6. 10. 1
辻井 哲也	訪問マッサージハートナー 京田辺	京田辺市三山木垣ノ内69 大隈ビル2F-B	6. 8. 31



京都府告示第537号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和 6 年10月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	指定年月日
二宮内科医院	宇治市小倉町南堀池8の5	二宮 由佳	令 6. 8. 8
キリン堂薬局 宇治広野店	〃 広野町桐生谷27	株式会社キリン堂	6. 10. 1
医療法人徳洲会看護小規模多機能型居宅介護巨椋の郷	〃 槇島町一ノ坪26の3	医療法人徳洲会	6. 9. 1
訪問看護ステーションにしむら城陽	城陽市平川茶屋裏21の1 ハウス・ローゼンガーデン105号室	株式会社MIROKU	6. 10. 1
キリン堂薬局 長岡京滝ノ町店	長岡京市滝ノ町1丁目1の7	株式会社キリン堂	〃
クスリのアオキ西木津薬局	木津川市木津南後背106の4	株式会社クスリのアオキ	〃
クスリのアオキ宇治田原薬局	綴喜郡宇治田原町大字荒木小字立川11の1	〃	〃



京都府告示第538号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出があった。

令和 6 年10月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	変更年月日
有限会社ピア・サポート訪問看護ステーション	新 舞鶴市竜宮町3の18	有限会社ピア・サポート	平 18. 10. 16
	旧 〃 市場竜宮2の2		
ハヤシクリニック	新 城陽市寺田高田40の13	林 弘毅	21. 6. 1
	旧 〃 〃 〃 40の7		
新 旧	北田整形外科リウマチクリニック 向日市寺戸町小佃9の6	北田 修一 北田 郎	令 5. 10. 15



京都府告示第539号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和 6 年10月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	廃止年月日
二宮内科医院	宇治市小倉町南堀池8の5	二宮 宏	令 6. 8. 7
北沢歯科医院	城陽市平川西六反53の3	北澤 良次	6. 8. 31
安藤歯科医院	長岡京市こがねが丘9の47	安藤 純夫	6. 7. 25



京都府告示第540号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第 1 項の規定により、次のとおり指定医療機関から辞退の届出があった。

令和 6 年10月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	辞退年月日
豊富薬局	福知山市新庄100の2	島田 秀実	令 6. 9. 11
中川歯科医院	綴喜郡宇治田原町銘城台10の5	中川 幹也	6. 10. 15



京都府告示第541号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の 2 第 1 項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

令和 6 年10月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

申請者	サービスの種類	事業所の名称	所在地	指定年月日
株式会社ユタカファーマシー	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	ユタカ薬局千代川	亀岡市千代川町小川1丁目2の6	令 6. 9. 26
三菱電機ライフサービス株式会社	居宅介護支援	長岡京ケアハートガーデン居宅介護支援事業所「西山の郷」	長岡京市奥海印寺三反畑8の1	平 15. 10. 1



京都府告示第542号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の 2 第 5 項において準用する同法第50条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があった。

令和 6 年10月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

開設者	サービスの種類	事業所の名称	所在地	変更年月日
有限会社ピア・サポート	訪問看護・介護予防訪問看護・居宅介護支援	有限会社ピア・サポート訪問看護ステーション	新 舞鶴市竜宮町3の18	平 18. 10. 16
			旧 // 市場竜宮2の2	

三菱電機ライフサービス株式会社	訪問介護・訪問型サービス（独自）	長岡京ケアハートガーデン訪問介護事業所「西山の郷」	新	長岡京市奥海印寺多貝垣外17の1	令 6. 3. 22
			旧	〃 〃 三反畑8の1	
〃	認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護	長岡京ケアハートガーデン西山の郷	新	〃 〃 多貝垣外17の1	〃
			旧	〃 〃 三反畑8の1	
〃	居宅介護支援	長岡京ケアハートガーデン居宅介護支援事業所「西山の郷」	新	〃 〃 多貝垣外17の1	〃
			旧	〃 〃 三反畑8の1	
新	社会福祉法人悠仁福祉会	〃	新	加茂の里居宅介護支援事業所	木津川市加茂町駅東4丁目1の3
旧	社会福祉法人青谷福祉会		旧	加茂町在宅介護支援センター加茂の里	
新	社会福祉法人京都悠仁福祉会	〃	加茂の里居宅介護支援事業所	〃	4. 1. 1
旧	社会福祉法人悠仁福祉会				



京都府告示第543号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第51条第1項の規定により、次のとおり指定介護機関から辞退の届出があった。

令和6年10月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

開設者	サービスの種類	事業所の名称	所在地	辞退年月日
中川 幹也	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	中川歯科医院	綴喜郡宇治田原町銘城台10の5	令 6. 10. 15



京都府告示第544号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定施術機関から廃止の届出があった。

令和6年10月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	廃止年月日
遠藤 輔	桂東洋鍼灸整骨院	京都市西京区下津林南大般若町88 アルテハイム桂1F	令 6. 10. 1
辻井 哲也	訪問マッサージハートナー京田辺	京田辺市三山木垣ノ内69大隈ビル2F-B	6. 8. 31



京都府告示第545号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

令和6年10月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

名 称	所 在 地	認 定 日 年 月 日	認定期限
医療法人西大路病院	京都市中京区西ノ京東中合町12の1	令 6. 10. 2	令 9. 10. 1
京都第一赤十字病院	〃 東山区本町15丁目749	6. 10. 4	9. 10. 3

京都府告示第546号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和6年10月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 保安林予定森林の所在場所
与謝郡与謝野町字与謝小字上ミノ谷121、122、136、138、小字二ツ石上ミノ谷7012から7014まで、小字二ツ石中ノ谷7015、7016
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
小字上ミノ谷122・小字二ツ石上ミノ谷7012・7014・小字二ツ石中ノ谷7016（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を京都府丹後広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、与謝野町役場においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。）

京都府告示第547号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和6年10月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 保安林予定森林の所在場所
福知山市大江町蓼原小字ケラン1107の乙、1107の丙、1115の乙、小字坂ノ奥1117、1130の1、1130の2、1130の乙、1131、1132、1132の乙、1133、1134の1、1134の2、1135から1139まで、小字ヲカ8017、8019、8020から8022まで、8023の1、8023の2、8024から8033まで、8033の1、8034から8036まで
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
小字坂ノ奥1130の1・小字ヲカ8021・8022・8023の1（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を京都府中丹広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、福知山市役所においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。）

京都府告示第548号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第113条の2第1項の規定により、次の加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、令和6年10月22日限りで消滅した。

令和 6 年10月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

加入区	付保義務発生日	告示番号	消滅理由
宮津市加入区	令 2. 10. 23	令和 2 年京都府告示第 557 号	法第113条の 2 第 1 項 第 1 号該当
伊根町加入区	〃	〃	〃

京都府告示第549号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年法律第39号）第 3 条第 1 項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路として次のとおり指定した。

令和 6 年10月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

道路の種類	路 線 名	区 間
府 道	開田長岡京停車場線	長岡京市天神一丁目514の 5 から長岡京市天神一丁目419の 5 まで
		長岡京市開田三丁目507の 1 から長岡京市開田三丁目 5 の 1 まで 上り線
		長岡京市開田四丁目616の 1 から長岡京市開田四丁目510の 7 まで
		長岡京市天神一丁目511の 5 から長岡京市天神一丁目514の 4 まで 下り線

京都府告示第550号

京都府府営住宅条例に基づく数値及び京都府府営住宅条例施行規則に基づく数値を定めた告示（平成10年京都府告示第55号）の一部を次のように改正し、令和 6 年11 月 1 日から施行する。

令和 6 年10月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

表洛西竹の里団地の項中「1、4、7、10棟」を「1、4、7、10、12棟」に、「3、6、8、11、12棟」を「3、6、8、11棟」に改める。

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条 第 1 項の規定により南丹市から聴取した意見の概要は、次のとおりである。

令和 6 年10月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグユタカ園部店
南丹市園部町上木崎四辻12番 1 ほか
- 届出者の名称及び住所
株式会社ユタカファーマシー
大垣市林町十丁目1339番地 1
- 意見の対象となった届出及び届出日
大規模小売店舗立地法第 6 条第 2 項の規定による変更の届出
令和 6 年 5 月10日
- 意見の概要
(1) 今回の変更は市民生活の利便性向上につながるものと高く評価する。
(2) 夜間の騒音対策や照明対策など周辺住民の生活環境の保持に配慮されたい。
(3) 子どもたちの通学時の安全確保に配慮されたい。
- 縦覧場所
京都府南丹広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
- 縦覧期間
令和 6 年10月25日から令和 6 年11月25日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項に関する工事が次のとおり完了した。

令和 6 年10月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 工事が完了した開発区域に含まれる地域
宇治市木幡赤塚24の 6
（関連区域）
宇治市木幡赤塚24の 4 の一部、市有地
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
宇治市六地藏町並25・27合地
竹本 操

正 誤

令和6年10月8日付け京都府公報第552号中次のとおり訂正

ページ	欄	行	誤	正
727	右	下から13	峰山町杉谷22	峰山町菅161の6
		下から12	菅161の6	杉谷22